



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	懲罰的賠償の終焉!? (2) : 私人は法を実現できないのか?
Author(s)	会沢, 恒
Description	論説
Citation	北大法学論集, 59(3), 570[1]-548[23]
Issue Date	2008-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34844
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-3_p570-548.pdf



懲罰的賠償の終焉!? (2)

—— 私人は法を実現できないのか? ——

会 沢 恒

- I. はじめに
- II. 判例の動向
 - A. 前史
 - 1. *Browning-Ferris Industries* 判決
 - 2. *Haslip* 判決と *TXO* 判決
 - 3. *Oberg* 判決
 - B. *Gore* 法理とその展開
 - 1. *Gore* 判決
 - 2. *Campbell* 判決
 - 3. *Cooper Industries* 判決 (以上、59巻1号)
 - 4. 下級裁判所の動向
 - C. *Philip Morris USA v. Williams* 判決
 - 1. 事案と訴訟経過
 - 2. 法廷意見
 - 3. 反対意見
 - 4. 若干のコメント
 - D. 判例の展開についての小括 (以上、本号)
- III. 系譜学——判例の展開の内在的検討と判断の構造
- IV. 分類学——懲罰的賠償の諸モデルと *Williams* 判決における懲罰的賠償観
- V. 若干の展望*

*連載第1回(会沢・後掲注1)より予定の構成を若干変更した。読者の海容を請う。

II. 判例の動向（承前）

B. Gore 法理とその展開

4. 下級裁判所の動向

一連の判例法によって、連邦憲法上のデュー・プロセス条項を根拠とする、懲罰的賠償（の額）に対する審査が新たに付加されたこととなる。伝統的なコモン・ローの手續においても、陪審の下す評決はノー・チェックで判決となったわけではなく、評決と異なる判決を求める申立や再審理の申立等に基づく審査の形で、裁判官——事実審裁判官、続いて上訴審——によるチェックを受けていた¹。Gore 法理²は、こうした伝統的な形での陪審評決（の額）に対する審査に加えて、もう一段階のチェックを加えた形になる。

もっとも、Gore 判決の下された直後の時点においては、実際問題としては必ずしも下級裁判所の実務に大きなインパクトが加わったものではない、との指摘もある³。例えば、Eisenberg らは、1995～97年の2年強の期間（Gore 判決の前後それぞれ約1年）において下され、判例集に公刊された、懲罰的賠償が問題となっている事件251件を調査している⁴。これによると、填補賠償額に対する懲罰的賠償額の倍率の中央

¹ 会沢恒「懲罰的賠償の終焉!?(1)——私人は法を実現できないのか?——」北大法学論集59巻1号522頁（2008年）II.A.3 参照。

² See *BMW of N. Am., Inc. v. Gore*, 517 U.S. 559 (1996) .

³ See, e.g., Andrew C. W. Lund, *The Road From Nowhere? Punitive Damage Rations After BMW v. Gore and State Farm Mutual Automobile Insurance Co. v. Campbell*, 20 *TOURO L. REV.* 943, 951-977 (2005) (Gore ルールの指標、特に填補賠償額と懲罰的賠償額の比率が機能していないと指摘); *The Supreme Court, 2002 Term: Leading Cases: I. Constitutional Law: 4. Punitive Damages*, 117 *HARV. L. REV.* 317, 318, n.4 and accompanying text (2003); *Developments in the Law - the Paths of Civil Litigation III. Problems and Proposals in Punitive Damages Reform*, 113 *HARV. L. REV.* 1783, 1791 (2000).

⁴ Theodore Eisenberg & Martin T. Wells, *The Predictability of Punitive Damages Awards in Published Opinions, the Impact of BMW v. Gore on Punitive Damages Awards, and Forecasting Which Punitive Awards Will Be Reduced*, 7 *S. CT. ECON. REV.* 59 (1999). 州裁判所判決165件、連邦裁判所判決86件。州裁判所判決は1

値は、Gore 判決後、統計的に重要な程度に低下している^{5 6}。しかし、Gore 判決前後のそれぞれのデータに対するロバスト回帰分析によって得られる最良適合線は類似しており、両者が同一であるとの仮説を棄却できなかった。また、懲罰的賠償額の填補賠償額に対する倍率の分布の、Gore 判決の前後それぞれについてのカーネル密度推定によると、Gore 判決後に倍率が小さくなる方向へのシフトが見られた。だが話は単純ではなく、Gore 判決後は判決前に比して、確かに倍率の小さな懲罰的賠償の裁定が優勢であるが、同時に倍率の大きな懲罰的賠償の裁定も増加しており、倍率の中央値が Gore 判決後に小さくなったにもかかわらず、（小さなほうから）75%、90%、95%のパーセンタイル値はむしろ Gore 判決後のほうが大きくなっている⁷。額が過大であるとして減額された事件は、Gore 判決前で11.4%、判決後で13.1%を占めるが、この増加は統計的に重要ではない。マスコミを騒がすような巨大賠償が例外的な現象であることを反映して、そもそも減額される事件自体がそう多いものではなく、また Gore 判決後に減額される方向に変化したとも言い難い⁸。こうしたことから、Gore 判決によって懲罰的賠償の裁定の実務に顕著な転換がもたらされたという証拠は見出せなかった、と Eisenberg らは結論している。

件を除いて上訴審判決である（公刊判決を調査対象としているため）。連邦裁判所判決の内、45件が地裁判決で41件が上訴審判決。全体の内、45%に当たる114件が Gore 判決前の判断であり、137件が Gore 判決後の判断である。この内、州裁判所判決は前者の約62%、後者の71%である。 *Id.* at 65-66. 公刊されている判決を対象としていることから、未公刊のものを含めた民事事件全体との関係では、重大な、その意味で賠償額が大きな方向で、バイアスがかかっていると考えられることに注意されたい。

⁵ 絶対額の倍率、および対数をとった場合の倍率の双方において。 *Id.* at 76.

⁶ 但し、懲罰的賠償の額それ自体は Gore 判決後に、平均値、中央値の双方で増加しているが、同時に填補賠償額も増加しており、填補賠償額ないしそれによって推測される違法行為の重大さを反映しているものだ、と評価できる。

Id. at 76-77.

⁷ *Id.* at 77-79.

⁸ *Id.* at 79-80.

しかしながら、Campbell 判決⁹は実務的にも大きなインパクトを持つものとして受け止められた。これについては何と言っても、それまで連邦最高裁が躊躇し続けていた、具体的な数字による基準の提示がなされたことが大きい¹⁰。Campbell 判決直後の時点においても、例えば、不法行為改革を推進する団体であるアメリカ不法行為改革協会は「懲罰的賠償を生み出す原告側弁護士の金のガチョウは今や死んだ」とのコメントを発表している¹¹。

そして現に、Campbell 判決は下級裁判所の懲罰的賠償の裁定に関する実務に強いインパクトを及ぼしていると言える。Goldman らによる論稿¹²は、懲罰的賠償に対して審査を行った Campbell 判決後の裁判例 199 件¹³を網羅的に検討している。ここではこれに依拠して、Campbell

⁹ State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Campbell, 538 U.S. 408 (2003).

¹⁰ See, e.g., *The Supreme Court, 2002 Term, supra* note 3, at 325-326.

¹¹ Am. Tort Reform Ass'n, Press Release, U.S. Supreme Court Action Confirms: Last Month's Opinion on Punitive Damages Applies to Product Liability Cases (May 19, 2003), <http://www.atra.org/show/7561> (quoting ATRA General Counsel Victor Schwartz) (on file with author). See also Erwin Chemerinsky & Ned Miltenberg, *The Need to Clarify the Meaning of U.S. Supreme Court Remands: The Lessons of Punitive Damages' Cases*, 36 ARIZ. ST. L. J. 513, 514, nn.7-8 and accompanying text (2004) (裁量上訴を認めた上で Campbell 判決に照らして再検討するよう下級審に指示する連邦最高裁による簡易な命令 (通称 "GVR order") に対するビジネス団体による反応について言及)。

¹² Lauren R. Goldman and Nickolai G. Levin, *State Farm at Three: Lower Courts' Application of the Ratio Guidepost*, 2 N.Y.U. J. L. & Bus. 509 (2006). なお、Goldman 及び Levin は、Gore 事件で BMW 側を代理し、Williams 事件にも関与し、その他同論考で検討されている諸判決を含め多くの懲罰的賠償関連事件で被告ビジネス側を代理し、あるいはそちらをサポートするアミカス・ブリーフを提出しているワシントンのローファームに勤務していることも注記しておく。

¹³ 2006 年 4 月 9 日時点までに電子的データベースに掲載されている判例を対象としているが、(陪審評決・下級審の裁定に対するチェックとしてではなく) 最初から適切な懲罰的賠償額を判断するために Campbell 判決を参照している判決、州法に基づく場合等、Gore ルール以外の理由で懲罰的賠償を減額した判決は原則として除外されている。また、原告または被告が複数存在する場合には賠償額は合計されている。Id. at 510, n.5. 但し、同論考の Appendices A-D の

判決後の下級裁判所の動向について見てみよう。Goldman らは、これらの事件を填補賠償の額に応じて4つのグループに分けた上で、内3つのグループについて特に検討を加えている。この際には、「懲罰的賠償額：填補賠償額」の比率について、①9：1（Campbell 判決の原則ルール）、②4：1（Haslip 判決において「限界に近い」とされたライン）¹⁴、③1：1（Campbell 判決において填補賠償額が「かなりなもの」である場合について言及されたライン）¹⁵の3つを参照点として分析が加えられている。

填補賠償額2万5000ドル以下のグループにおいては、填補賠償の10倍以上の額の懲罰的賠償の裁定が、減額されなかったり、減額されても10倍以上の倍率に留まっていたりする事例も目立つ。その多くは填補賠償額が1万2000ドル以下であり、これはCampbell 判決のいう「極めて酷い行為が結果としてわずかな経済的損害しかもたらさなかった場合」の例外に当たるといえるし、実際に裁判所もしばしばその旨を判示している。

填補賠償額10万ドル以上50万ドル未満のグループにおいては、10倍以上の倍率の懲罰的賠償はかなり少なくなる。このグループに属する67件中¹⁶、10倍以上の倍率の懲罰的賠償の裁定は4件のみ¹⁷である。最初から1桁の倍率の裁定も多いし、2桁以上の倍率の懲罰的賠償はしばしば1桁の水準へと減額されている。但しこの際、後者の場合には4：1の

表に挙げられている判決は合計195件である。同注5が特に検討対象に含めるとしている3判決はこの表に含まれていない。これらを含めても198件である。

¹⁴ See *Pac. Mut. Life Ins. Co. v. Haslip*, 499 U.S. 1, 24-25 (1991). 会沢・前掲注1・514頁・注24及びその本文も参照。

¹⁵ 会沢・前掲注1・504頁参照。

¹⁶ なお、同論考の本文では67件とされているが（Goldman & Levin, *supra* note 12, at 524）、このグループの事件を集めたAppendix Cには68件の事件が掲げられている。恐らくWillow Inn 判決（*infra* note 17）を除いているのだと思われる。

¹⁷ この他、填補賠償自体は2000ドルだが弁護士費用等13万5000ドルを加えた額を基礎として15万ドルの懲罰的賠償を維持したWillow Inn, Inc. v. Pub. Serv. Mut. Ins. Co. 判決（399 F.3d 224 (3d Cir. 2005)）がある。填補賠償の額のみを見ればAppendix Aに含まれるべき事件だが、Goldman らはAppendix Cに含めており、また本文でも該当箇所でも論じている。

ラインを意識した処理がしばしばなされているのに対し、前者の場合、4 : 1 ~ 10 : 1 の間の倍率の懲罰的賠償が事実審裁判官・上訴審によるチェックでもそのまま認められてしまっている事例も多い、とされる。

填補的賠償額が50万ドルを超えるグループ¹⁸となると、填補賠償額に対する倍率が10倍以上の額の懲罰的賠償はほとんどなくなり（皆無ではない¹⁹）、むしろ4倍というラインを意識して事件処理をしている事例が有力となる。しかしながら、填補賠償がかなりの額に上っているにもかかわらず、1 : 1 というラインについては必ずしも意識されていない、と指摘されている。

全体として、填補賠償額の10倍を超える額の懲罰的賠償を1桁の倍率の大きさへと減額するという点で、Campbell 判決のルールは下級裁判所において強く浸透しているといえる。10倍超の倍率の額の懲罰的賠償は、Campbell 判決自体が例外としている填補賠償が少額の事例、具体的には1万ドル程度より少額の事例に集中する一方、6桁を超える額の填補賠償が認められている場合にはほぼ確実に減額されている。Goldman らは、Campbell 判決が「広い範囲の事件において、懲罰的賠償のかかわる訴訟の眺望 (landscape) を様変わりさせた」²⁰と結論している。他方、4倍超・10倍未満の額の懲罰的賠償について、裁判所がそのまま認めている事例が目立ち、また填補賠償が高額の場合の1倍という基準についても従われていない、と評価されている。また、潜在的損害や弁護士費用を考慮に入れるなど、高額の懲罰的賠償を維持するために、倍率の基礎となる数字を操作することも行われている²¹、とも指摘されている。

¹⁸ なお、同論考の本文では70件とされているが (Goldman & Levin, *supra* note 12, at 534)、それらの事件を集めた Appendix D には68件の事件しか掲げられていない。

¹⁹ そしてその一つが Williams 事件の原審 (*infra* note 38) ということになる。

²⁰ Goldman & Levin, *supra* note 12, at 510.

²¹ See also Anthony J. Sebok, *Deterrence or Disgorgement?: Reading Ciraolo After Campbell*, 64 MD. L. REV. 541, 569, n.138 (2005) (collecting cases); Laura Clark Fey *et al.*, *The Supreme Court Raised Its Voice: Are the Lower Courts Getting the Message? Punitive Damages Trends After State Farm v. Campbell*, 56 BAYLOR L. REV. 807, 837-840 (2004) (Campbell ルールの数量的制約を回避するため、下

図1は、Goldmanらの論稿で検討されている事件の填補賠償額・懲罰的賠償額のデータ²²に基づいて、筆者が作成したものである。X軸（横軸）は、填補的賠償の額（ドル）について常用対数（10を底とする対数）をとって1を加えた値であり、小数点以下を切り捨てれば填補賠償額の「桁数」に相当する。Y軸（縦軸）は、「懲罰的賠償額と填補賠償額の比率」すなわち懲罰的賠償額を填補賠償額で除した商について、2を底とする対数をとったものである。この値が1であれば填補賠償の倍額の懲罰的賠償、2で4倍、3で8倍、0ならば填補賠償と懲罰的賠償が同額で、負の数字の場合は懲罰的賠償のほうが填補賠償より少額ということになる。この組を、各事件の、評決額、事実審裁判官または上訴審による審査後の額のそれぞれについて、散布図中にプロットした²³。図中、マーカー「×」が陪審評決について、マーカー「○」が審査後についてを示す。審査によって減額されなければ（陪審評決がそのまま認められれば）両者は重なって表示されることになる。

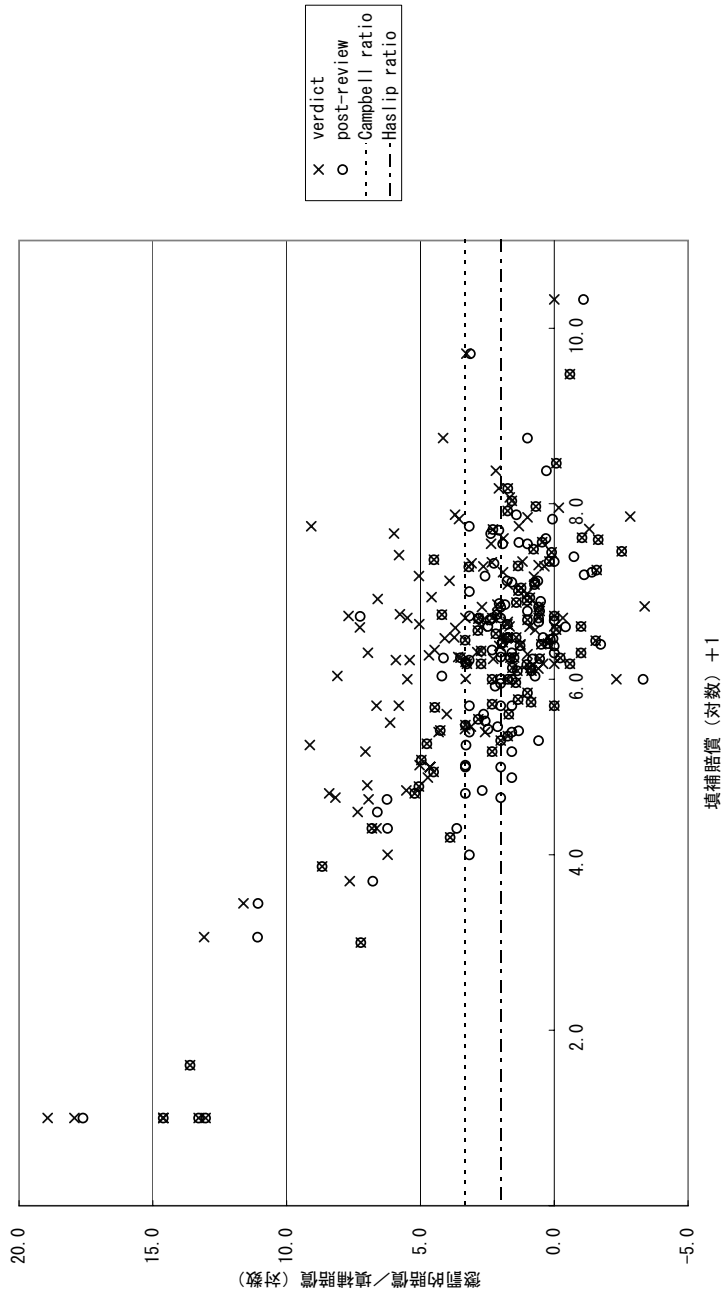
また、図1中、破線と一点鎖線で2本の水平線を引いている。このうち破線は、Campbell判決による懲罰的賠償額に対する線引きを示す。

級裁判所は、填補賠償額を膨らませる他、Campbell判決のラインは勧告的なものに留まるとする、被告の行為が極めて酷いが経済的には小さな損害しかもたらしていないとする（特に、人身損害の場合、損害が発見ないし測定困難な場合、少額の填補賠償ないし名目的賠償に留まる場合）、といった操作をしていると指摘。また、一桁の倍数の懲罰的賠償をより小さな額を考慮せずにそのまま認める場合、連邦裁判所が、一桁の規則に従うことで訴額要件を満たさないので事物管轄権がないとして訴えを却下することで、（被告にとって望ましくない）州裁判所に事件が係属してしまうこともあるとも指摘）。

²² Goldman & Levin, *supra* note 12, at 550-582, Appendices A-D. 但し、元の判決を参照の上、データが誤っている場合は修正した。

²³ 但し、195件中（この数字については前注13参照）、陪審評決において填補賠償が0とされた事件は除外しており（倍率を計算できないため）、評決データのプロット数は192件分である。また、陪審評決に対する事実審裁判官・上訴審によるチェック後、懲罰的賠償が0とされた事件及び額を定めずに差し戻された事件は除外しており（対数を計算できないため）、審査後データのプロット数は182件分である。（事実審裁判官・上訴審のチェックによって填補賠償が0へと減額された事件はなかった。）

図 1 Campbell 判決後の懲罰的賠償



同判決の「1桁の倍率 single-digit ratio」²⁴という判示を9倍までと読むか10倍未満と読むかも論点であるが、ここでは後者を念頭に $\log_2 10 \div 3.32$ のところでラインを引いている。一点鎖線は Haslip 判決が「限界に近い」とする4倍のところ ($\log_2 4 = 2$) で引いたラインである。

図1からは、懲罰的賠償の額の抑制に関して、Campbell 判決の示した線引きの明らかな影響を読み取ることができよう。より具体的には、大きな倍率は填補賠償が少額の場合に集中しており²⁵、填補賠償額が大きくなるにつれて倍率も小さくなっている²⁶。陪審評決については、倍率の大きな、つまり高額な懲罰的賠償も少なからず見られるが、事実審裁判官ないし上訴審によるチェックを経ると、倍率はより小さな方向へシフトしている。そして、こうしたチェックにおいては、Campbell ルールのラインが強く意識されており、完全ではないもののチェック後にこのラインを上回る事例は少ない。それよりは弱い Haslip 判決のラインも一定のアンカーの機能を示しているといえる。また、填補賠償の額が高額になってくると、 $y < 0$ の、すなわち填補賠償より少額の懲罰的賠償も見られるようになる。こうした点を図1より読み取ることができよう。下級裁判所に対する Campbell 判決のインパクトが現れている。

C. Philip Morris USA v. Williams 判決

以上のような流れをコンテキストとして出てきたのが、本稿において中心的に取り扱う Williams 判決²⁷である。より立ち入った分析は第Ⅲ節

²⁴ Campbell, *supra* note 9, 538 U.S. at 425.

²⁵ ちなみに、図中、 $x = 1.0$ のところに縦に並んだ数個のデータがあるのは、1ドルの名目的賠償に対して懲罰的賠償が認められた事件である。

²⁶ 倍率の対数と填補賠償額の対数との相関係数は、陪審評決のデータで-0.74、審査後のデータで-0.76と強い負の相関が見られる。

²⁷ Philip Morris USA v. Williams, 549 U.S. 346, 127 S. Ct. 1057 (2007) . 日本語による紹介・検討として、初岡宏成「Philip Morris USA v. Williams, 549 U.S. 346, 127 S. Ct. 1057, 166 L.Ed.2d 940, 2007 LEXIS 1332 (2007)——陪審が懲罰的損害賠償を認定する際に、被告の処罰を目的として原告以外の被害者が被った損害を考慮に入れることはデュー・プロセス条項違反になるとされた事例」アメリカ法2007-2号311頁(2008年)参照。

以降に委ねるとして、まず本節では同判決の事案と判示を概観しておく。

1. 事案と訴訟経過

本件はいわゆるタバコ訴訟の一つである²⁸。ギャランターの整理に従えば、第3波訴訟・個別喫煙者原告類型に属する²⁹。

原告 Mayola Williams は、夫 Jesse の相続財産財団を代表し、Jesse が40年以上にわたって³⁰愛煙していた³¹マールボロのために死亡したと主張して、その製造者である Phillip Morris を過失不法行為および詐欺に基づいて訴えた。陪審審理が行われ、Jesse の死と喫煙との間には因果関係があること、Jesse は安全だと思って喫煙していたこと³²、被告は安全であると故意にしかし虚偽に信じさせていたこと³³を認め、被告には過失があり³⁴、また詐欺を行っていたと認定された。詐欺に関連しては、填補賠償として経済的損失2万1000ドル強と非経済的損失80万ドルの合計82万1000ドル、懲罰的賠償として7950万ドルを認めた。事実審裁判官は懲

²⁸ アメリカにおけるタバコ訴訟の概観として、マーク・ギャランター（澤敬子・渡辺千原訳）「アメリカたばこ訴訟の展開」棚瀬孝雄編『タバコ訴訟の法社会学——現代の法と裁判の解説に向けて』（世界思想社、2000年）23頁参照。

²⁹ ギャランター・前掲注28・31頁。厳密に言えば本件原告は喫煙者本人ではなく（彼は死亡している）残された家族が相続財産財団を代表して訴えているのであるが、個人的な人身損害を主張して単独で訴訟を進行している点で実質的に個別喫煙者原告類型に属するといえる。

³⁰ *Williams (Or.)*, *infra* note 38, 127 P.3d at 1168. 以下、連邦最高裁の判示にはないが下級審の判示に現れている事実も適宜補足している。

³¹ むしろ、生理学的・心理的に依存していたと指摘されている。家族の勧めによる数度の禁煙の試みに失敗している。 *Ibid.*

³² Jesse は喫煙の健康被害の情報に触れても「タバコ会社が危険な製品を販売するはずがない」と取り合わなかったが、手術不可能な肺癌であると診断された際には、嘘をつかれ裏切られたと感じた、とされる。診断の6ヶ月後に Jesse は死亡した。 *Ibid.*

³³ 下級審ではタバコの安全性についての被告及びタバコ業界一般の認識及び広報活動に関する証拠が摘示されている。 *Id.* at 1168-1170.

³⁴ 但し、過失不法行為の訴訟原因については50%の割合で Jesse にも過失があったとされており、懲罰的賠償も認められていない。 *Id.* at 1171.

罰的賠償を3200万ドルに減額した³⁵が、州控訴審は7950万ドルの裁定を復活させた³⁶。州裁判所と連邦裁判所の間で若干の行き来がなされた³⁷後、オレゴン州最高裁は結局³⁸、被告による、①原告側被害者以外の、法廷に現れていない者の被害について罰することを許さないように指示する陪審説示を事実審が認めなかった³⁹のは不適切である、②填補賠償額の100倍近い懲罰的賠償は過大である、との主張を退け、7950万ドルの裁定を支持した。

これに対して連邦最高裁は、オレゴン州が当事者でない被害者に生じた被害について罰することを認めたのは違憲であるか、懲罰的賠償は原告の被害に合理的に関連しているべきとのデュー・プロセス上の要請をオレゴン州は無視していたかとの問いについて（のみ）、裁量上訴を認めた。

2. 法廷意見

連邦最高裁は5対4の判断で違憲判断を下した⁴⁰。

一連の判例法が、州が正当な利益の促進のために懲罰的賠償を利用できる一方で、恣意的な裁定を回避する必要があるとも強調してきた点を

³⁵ なお、填補賠償についても、州制定法に従って非経済的損失についての部分を50万ドルに減額し、填補賠償は計52万1485ドル80セントとされた。 *Ibid.*

³⁶ *Williams v. Philip Morris, Inc.*, 48 P.3d 824 (Or. Ct. App. 2002).

³⁷ 控訴審判決に対して州最高裁は裁量上訴を認めなかった。 *Williams v. Philip Morris, Inc.*, 61 P.3d 938 (Or. 2002). このため被告は連邦最高裁へ上訴し、連邦最高裁は裁量上訴を認めた上で州控訴審判決を破棄し、下されたばかりの *Campbell* 判決に照らして判断するよう事件を差し戻した。 *Philip Morris USA, Inc. v. Williams*, 540 U.S. 801 (2003). (Chemerinsky & Miltenber (*supra* note 11) の指摘する GVR 命令の一つでもある。) 州控訴裁判所は結論を維持し (*Williams v. Philip Morris, Inc.*, 92 P.3d 126 (Or. Ct. App. 2004))、州最高裁は今度は上訴を認めた。

³⁸ *Williams v. Philip Morris, Inc.*, 127 P.3d 1165 (Or. 2006).

³⁹ 原告側弁護士が訴外の被害者の被害に言及していたため、Jesse に生じた損失のみを考慮し、訴外の者に対して生じた被害について被告を罰してはならないとする陪審説示案を被告側は提案していたが、事実審裁判官は認めなかった。

⁴⁰ 法廷意見は Breyer 執筆、Roberts、Kennedy、Souter、Alito 同調。

指摘することから法廷意見は検討を始める。こうした理由に基づいて、判例法は憲法上、一定の制約を課してきたが、本件では懲罰的賠償の額が「著しく過大」であるかについては判断せず⁴¹、手続的な制約についてのみ判断する、と問題を定式化する。

そして、デュー・プロセス条項は訴訟当事者ではない者に対して生じた損害について、被告を罰するために懲罰的賠償を利用することを禁じている、とし、3つの理由を挙げる。

第一の理由は、利用可能なあらゆる防御手段を提出する機会を与えずに個人に制裁を課すことをデュー・プロセス条項は州に対して禁じているのに対し、非当事者に危害を加えたことについて制裁を加えられるとすると、かかる機会はない、というものである。例えば、本件では詐欺という訴訟原因に基づく請求が問題であり、すなわち虚偽の情報を提供し、相手方がそれを信頼したことが要件となる⁴²が、他の喫煙者は危険だと分かって吸っていたかも知れないし、被告による表示に依拠していなかったかも知れない。

第二に、非当事者に生じた危害について罰することを認めると懲罰的賠償の問題に「基準のほとんどない側面」⁴³が生じる、ということの問題視する。例えば、他の同様の被害者がどのくらいの数存在するのか、彼らの被害の深刻さはどの程度か、状況はどうか、といったことが争点となるはずであるが、トライアルは訴外の者に関するこうした点を解決し難く、故に陪審は憶測するより他ない。だがそうすると、恣意性、不確実性、事前の適正な予告の欠如の危険といった、一連の判例法が指

⁴¹ 裁量上訴の際に採り上げられていない。

⁴² オレゴン州法上の不法行為としての詐欺については、①表示、②表示の虚偽性、③表示の重要性、④表示者による表示の虚偽性の認識または真実の無視、⑤相手方が表示に基づいて合理的に予期される態様で行動することについての、表示者による意図、⑥相手方が表示の虚偽性を認識していないこと、⑦相手方が表示の真実性を信頼（依拠）していること、⑧相手方が表示を信頼する権利を持つこと、⑨事実的及び法的因果関係を有する損害、という要件が挙げられる。 *Williams (Or. Ct. App.)*, *supra* note 36, 48 P.3d at 830 (citing *Conzelmann v. N.W.P. & D. Prod. Co.*, 225 P.2d 757 (Or. 1950)).

⁴³ *Williams*, *supra* note 27, 127 S. Ct. at 1063.

摘してきたデュー・プロセス上の懸念は拡大する、と指摘される。

第三に、原告以外の者に対する損害を罰する目的の懲罰的賠償の利用を支持する先例はない、せいぜいこの論点をオープンなままにしているに過ぎない、とする。

他方、他の被害者への危害は当該行為の批難可能性が原告単独に対する場合よりもヨリ大きいことを示すから、その主張は批難可能性の要素の考慮にあたって関連性がある、との原告の主張に対しては、法廷意見も同意する。他者への危害の立証によって、原告を害した行為が公衆一般への危険をも伴うものであり、故に強い非難に値する、と言い得るし、あるいは現実には被害は発生しなかったが公衆一般への危険があったと、またはその逆の、主張をすることもあり得る。しかしそれを超えて、訴訟の非当事者に生じた危害について制裁するために懲罰的賠償を利用することは許されない、とする。

恣意性の危険、適切な予告が与えられるべきとの関心、自州の政策を他州へ押し付ける危険、18～19世紀におけるよりも数倍に及ぶ額といった点を再び挙げた上で、法廷意見は、デュー・プロセスの要請として、陪審が誤った問いではなく正しい問いに取り組むよう——すなわち、単なる非難可能性の考慮要素としてのみならず、非当事者に生じた危害について罰するために懲罰的賠償を利用することのないよう、州は保障手段を提供すべき、と判示する。

さらに、オレゴン州最高裁も批難可能性のみに着目して考えているとの原告の主張に対しても、そのように読める判示もあるが、他の判示はそうではない、としてこれを退ける。

少数の者に対してしかリスクに曝さない行為よりも、多数の者を危険に曝す行為のほうが非難可能性は大きいといえるかも知れないし、よって非難可能性の判断に訴訟当事者でない者に対する被害を考慮に入れることはあり得る。しかし、このことと、訴外の者に対し生じた被害について罰するために懲罰的賠償を課すこととの混乱の、不合理で不必要な危険を生じさせるような手続を州の裁判所は認めてはならず、具体的にどのような手続を提供するかについて州は柔軟性を有するとしても、そうした虞に対して何らかの保護を提供することが連邦憲法上要求されている、とする。

以上のように判示して——提示された基準によって新たな陪審審理

が必要となるかも知れないと示唆しつつ——事件をオレゴン州最高裁に差し戻している。

3. 反対意見

4人の裁判官が法廷意見に反対しており、合計3つの反対意見が著されている。

Gore判決の法廷意見はStevensの執筆したものであり、他にもOberg判決⁴⁴、Cooper Industries判決⁴⁵等でも法廷意見を著し、BFI判決⁴⁶でもO'Connor反対意見に同調するなど、これまでの彼は一般に懲罰的賠償に対する憲法的規制に積極的な姿勢を示していた。しかし、Williams判決においては反対意見を執筆している⁴⁷。

Stevensは、懲罰的賠償に実体的・手続的制約を課す一連の判例法は正しく判断されたとするが——これまでの彼の投票行動からすれば当然である——、本件オレゴン州最高裁はこれに従っている、と評価する。

さらに、法廷意見の主要な判示に対し、非当事者に対する危害について罰するという州の利益を、批難可能な行為に対する適当な制裁を算定するに際して考慮に入れるべきではないとする理由はない、とする。「填補賠償は被告が原告にもたらした危害によって測定／評価 (measure(d)) されるのに対し、懲罰的賠償は被告が引き起こしまたはその虞を生じさせた公的な危害 (public harm) に対する制裁である。罰金や一定期間の拘禁といった刑事制裁と懲罰的賠償の裁定との間に正当化についての違いはほとんどない。」⁴⁸他のオレゴン州民への危害の証拠は十分にあったし、本件懲罰的賠償が他のオレゴン州民の損害の填補を目的とするとの主張立証はない (そのようなことをすればデュー・プロセスなき財産

⁴⁴ Honda Motor Co., Ltd. v. Oberg, 512 U.S. 415 (1994).

⁴⁵ Cooper Indus., Inc. v. Leatherman Tool Group, Inc., 532 U.S. 424 (2001).

⁴⁶ Browning-Ferris Indus. of Vt., Inc. v. Kelco Disposal, Inc., 492 U.S. 257 (1989).

⁴⁷ Williams, *supra* note 27, 127 S. Ct. at 1065 (Stevens, J., dissenting).

⁴⁸ *Ibid.* StevensはCooper Industries判決を引きつつこう述べるが、これは、懲罰的賠償に対する第8修正の適用を否定するBFI判決と緊張関係にあると思われる。但し、BFI判決ではStevensはO'Connorの反対意見に同調していた。See also *id.*, at 1066, n.1 (Stevens, J., dissenting).

の取用に当たる)。填補賠償とは異なり、懲罰的賠償は懲罰と抑止という刑事制裁とも共通する目的に資するものであり、しかもこの正当化は、本件がそうであるように、懲罰的賠償が原告ではなく州に対して支払われる場合には重要性を増す、と指摘する。

さらに法廷意見が、第三者に対する危害は被告の行為の非難可能性の判断に際して関連性を有するとしつつ、他方で第三者に生じた危害に基づいて被告を直接罰することは認められない、としている点についても、両者を区別することはできない、と批判する。第三者に生じた危害に基づいて陪審が非難可能性を強く評価するのだとすれば、まさしく第三者に生じた危害について被告に制裁を加えているのであって、法廷意見はこの区別について十分に理由に基づいた正当化をしていない。

デュー・プロセス上、懲罰的賠償に実体的制約はないと言うには遅すぎるが、実体的デュー・プロセスの拡張には慎重でなければならないのであって、法廷意見はこれを無視して新たな実体法上のルールを宣明している、と付言して、オレゴン州最高裁の判断を認容すべきとする。

Thomas は、懲罰的賠償に対してデュー・プロセス上の規制をかけるべきではないとの従来の立場を維持する、法廷意見が本件を「手続」の問題と性質決定することは問題とはならない、最高裁の懲罰的賠償法理は原則に基づいた適用をなし難い、とする一段落のみの反対意見を著している⁴⁹。

Ginsburg と Scalia、Thomas は一連の懲罰的賠償関連判決において、連邦憲法上の規制を課すことに一貫して反対する態度を表明してきたが、Ginsburg と後二者とが相互の意見に同調することはこれまでなかった。今回初めて、Ginsburg 反対意見⁵⁰に、Scalia、Thomas が同調している。そして、この問題に関する判例におけるこれまでの反対意見と同様に、今回も Ginsburg は、法廷意見の法理を正面から論難するのではなく、下級審はそれまでの判例法を誠実に適用しているのだ、との意見を展開する。すなわち、第三者に実際に生じた危害についてではなく、被告の行為の非難可能性に対して懲罰的賠償は課され得る、と法廷意見はするが、本件オレゴン州の裁判所も、連邦最高裁の判例に従い、それと違った判断は

⁴⁹ *Id.* at 127 S. Ct. at 1067 (Thomas, J., dissenting).

⁵⁰ *Id.* at 127 S. Ct. at 1068 (Ginsburg, J., dissenting).

していない、と評価する。非難可能性の判断にあたっては公衆一般に生じ得た危害に対して照準を合わせた判断をなすべきとしているが、これと矛盾する証拠や説示を法廷意見は摘示していない、とする。また、被告側の提案した陪審説示を事実審裁判官が拒絶した点についてのみ、被告は適切に異義を留めているが、この提案された陪審説示はむしろ陪審に混乱をもたらすものであって、法廷意見はこの陪審説示の適切さについて判断せず、手続的な限界を越えて判断している、とも批判している。

4. 若干のコメント

法廷意見は、陪審説示の適否という形で「憲法上の手続上の制約」⁵¹について論じる、とする。しかしながら論点をそのように定式化しつつ、実際には説示されるべき内容の適切さを問題としており、実質上、実体的な論点に大きく踏み込んだ判断をなしているのが本判決の第一の特徴である。

その上で、訴訟の当事者でない者に対する危害について制裁を課すことを、懲罰的賠償の根拠としてはならない、と判示した。州は、ある訴訟において懲罰的賠償が主張された場合、当該訴訟の原告に生じた危害に関連してのみ、これを課することができる。このように、懲罰的賠償を課す基礎について実体的に大きく踏み込んだ制約を提示した点——これは、伝統的に州の規律してきた不法行為法の領域のルールを、連邦憲法に基づく（とされる）ルールによって侵食することになる⁵²——が本判決の判例法として新規な点である。

もっとも、法廷意見の法理においてもなお、第三者に生じた危害についての考慮が訴訟から完全に排除されるわけではない。非当事者への危害は当該行為の危険性の徴表であるとして、(Gore 法理の一部でもある) 批難可能性の判断にあたっては考慮してもよいとする。ここでは、第三

⁵¹ *Id.* at 127 S. Ct. at 1063.

⁵² See also Thomas C Galligan, Jr., *U.S. Supreme Court Tort Reform: Limiting State Power to Articulate and Develop Tort Law — Defamation, Preemption, and Punitive Damages*, 74 U. CIN. L. REV. 1189 (2006); Martin H. Redish & Andrew L. Mathews, *Why Punitive Damages are Unconstitutional*, 53 Emory L. J. 1, 10 (2004).

者に生じた危害ないし公衆一般に生じた危険とは区別される形での「非難可能性」という概念が想定されていることになる。だが、果たしてそのような区別が可能なのかという Stevens 反対意見の指摘にも一定の説得力があらう。

前述の通り、本判決のポイントは懲罰的賠償を課す基礎について実体的制約を設けた点にある。だが、この判断を導き出す根拠が、被告側の防御の機会、恣意や不確実性の排除、事前の予告といった、(広い意味での) 手続的なデュー・プロセス上の懸念に置かれていることもまた、判旨の特徴である。

この点については項を改めて第Ⅲ項で検討することとするが、その前に本判決の後日談を補足しておこう。差し戻し後のオレゴン州最高裁⁵³は、連邦最高裁がその判断を「手続的な」論点にかかわるとしたことを逆手にとって、連邦最高裁の介入をかわし、自らの判断を維持している。

オレゴン州最高裁は、(Ginsburg 反対意見が指摘するように) 本件で被告側が手続上、争点として異義を留めているのは、自らの提案した陪審説示案を事実審裁判官が拒否したことのみであって、実際になされた説示自体が誤っているかについては異義を留めていないことを指摘しつつ、連邦最高裁のいう憲法上の基準の適用について検討する前に、それとは独立な、州法上の論点が存在するとする⁵⁴。すなわち、オレゴン州法上、提案された説示案の拒否が上訴審によって覆されるのは、かかる説示案の全体が、形式的・実質的に明確かつ正確で、誤謬を含まない場合に限られる。その上で、①被告側の説示案が、州制定法上、義務的で排他的とされる考慮要素⁵⁵を、裁量的で非排他的なものとして取り扱っていること、②考慮要素の内、違法行為からの収益の考慮について、州制

⁵³ Williams v. Philip Morris, Inc., 176 P.3d 1255 (Or. 2008).

⁵⁴ (当事者の)「申立に応じて upon request」(Williams, *supra* note 27, 127 S. Ct. at 1065)との留保を示す文言により、連邦最高裁判決もこうした処理を許容しているとする。

⁵⁵ Or. Rev. Stat. § 30.925 (2) (2008) は、懲罰的賠償について決定し裁定する際の基準として (“Punitive damages, if any, *shall* be determined and awarded based upon the following criteria: …”)、(a)被告の違法行為によって生じ得る深刻な危害の見込み、(b)かかる見込みの被告による認識の程度、(c)被告の違法行

定法はその結果に着目するのに対し、被告側による説示案はその動機または意図に注意を向けていること、を指摘して、被告側の提案した陪審説示案が——デュー・プロセス上の問題について正しい法を宣明しているとしても——誤った州法の宣明を含んでおり、これを拒絶した事実審裁判官の判断は誤っていない、とする。そして、他の点については手続上、再検討の対象とされていない以上、以前の判断を維持する、と結論する。

前述の通り、本件連邦最高裁判決が、州法たる不法行為法の領域に対して大きな変更を迫らないし横からの制約を課すものである以上、州側が可能な限りの抜け道を探してこれに抵抗するというのも見易い道理である⁵⁶。このオレゴン州最高裁の——いささか牽強附会とも思える議論による——反応もそうしたものだとは位置付けることができよう。当然、Philip Morris 側は連邦最高裁への上訴を申し立て、認められており、今後が注目される⁵⁷。

D. 判例の展開についての小括

以上、本節で紹介した一連の連邦最高裁の判例によって宣明された懲罰的賠償に関する判例法をまとめれば、次のようになるだろう。すなわち、連邦憲法第14修正のデュー・プロセス条項の要請として⁵⁸、

為の収益性、(d)違法行為の継続期間と、もしあればその隠蔽工作、(e)違法行為の発覚に際しての被告の行動と態度、(f)被告の財産状況、(g)刑事罰や他の同様の請求者に対する懲罰的賠償を含む、被告に対して課される他の制裁の全体的な抑止効果、の7つを挙げる(emphasis added)。

⁵⁶ なお、会沢・前掲注1・497頁・注54も参照。

⁵⁷ Philip Morris USA, Inc. v. Williams, 128 S. Ct. 2904 (2008)。

⁵⁸ なお、州法に関する第14修正とは別に、連邦法に基づく請求に関して第5修正のデュー・プロセス条項に基づく規制が加わるか、という論点がある。最高裁レベルでは明示的には検討されていないが、下級裁判所においてはこれを認めたものがある。See, e.g., EEOC v. Fed. Express Corp., 513 F.3d 360, 376 (4th Cir. 2008) (「懲罰的賠償の裁定は、第5修正のデュー・プロセス条項の手続的・実体的な憲法上の制約に服する。…」障害を持つアメリカ人法違反); Remano v. U-Haul Int'l, 233 F.3d 655, 672-674 (1st Cir. 2000) (1964年公民権法第7編に基づく性差別)。See also A. Benjamin Spencer, *Due Process and Punitive Damages: The Error of Federal Excessiveness Jurisprudence*, 79 S. CAL. L. REV.

- (ア) 州は、被告の州外の行為を根拠として懲罰的賠償を課してはならない。州内の行為の評価のために州外の行為を証拠として利用することも限定される。
- (イ) 州は、原告以外の者について生じた危害を根拠として懲罰的賠償を課してはならない。原告に生じた危害について罰するためにのみ、懲罰的賠償を課することができる。但し、被告の原告に対する行為を評価するために第三者に生じた危害を参照することは許される。
- (ウ) 州の課す懲罰的賠償の額は、著しく過大であってはならない。「著しく過大」であるかの判断にあたっては、①被告の行為の非難可能性、②填補賠償の額に対する相対的な大きさ、③同様の行為に対する他の制裁、が考慮される。②の判断に際しては、填補賠償の10倍以上の額の懲罰的賠償は違憲の可能性が高い。
- (エ) 懲罰的賠償を課す陪審の判断は恣意性を排除すべく統制されなければならない。これには、事前のもの（陪審説示等）と事後のもの（事実審裁判官・上訴審による審査等）の双方が含まれる。
- (オ) 以上の論点の審査にあたって、上訴審は事実審の判断に拘束されない。

一連の判決の特徴をまとめると、表1・表2のようになる。

表1は事件の概要についてまとめている。若干のコメントを付せば、まず、当事者について、いずれも被告⁵⁹は企業であるが、原告については企業の場合も消費者の場合もある。消費者の保護を念頭に判断枠組みを変えろというような態度は特に見られない、と言えそうである⁶⁰。また、紛争の基礎となっている法律問題は、ビジネス上の利害調整を中心とした、いわゆる「経済的不法行為 economic torts」が目立つのも一つ

1085, 1096, n.50 (2006).

⁵⁹ ここでは手続上の意味ではなく（反訴等があるため）、原告＝懲罰的賠償を求める側、被告＝命じられる側の意。

⁶⁰ 但し、Campbell 判決は非難可能性の判断要素として「行為の対象が経済的弱者であるか」を挙げる。See Campbell, *supra* note 9, 538 U.S. at 419.

表1 連邦最高裁・懲罰的賠償関連事件

事件	年	*1	州	原告*2	被告*2	訴訟原因	填補賠償	懲罰的賠償
BFI	1989	○	連邦(Vt.)*3	企業	企業	連邦独禁法、不法行為としての契約関係への介入	\$ 15万強 (3 倍賠償) + \$ 21万強 (弁護士費用) or 合計約 \$ 607万	
Haslip	1991	○	Ala.	消費者	企業	詐欺 (代位責任)	\$ 20万	\$ 84万
TXO	1993	○	W.Va.	企業	企業	slander of title	\$ 1.9万	\$ 1000万
Oberg	1994	×	Or.	消費者	企業	製造物責任 (設計上の欠陥)	約 \$ 7.4万*4	\$ 500万
Gore	1996	×	Ala.	消費者	企業	詐欺	\$ 4000	\$ 200万*5
Cooper	2001	×	連邦(Or.)*6	企業	企業	詐称通用、虚偽広告、不正競争	\$ 5万	\$ 450万
Campbell	2003	×	Utah	消費者	企業	不誠実な保険金支払拒否	\$ 100万*7	\$ 1億4500万*8
Williams	2007	×	Or.	消費者	企業	過失不法行為、詐欺	\$ 52.1万*9	\$ 7950万*10

* 1 下級審の懲罰的賠償を合憲判断=○、違憲判断=×

* 2 手続上の意味ではなく (反訴等があるため)、原告=懲罰的賠償を求める側、被告=命じられる側の意。

* 3 連邦裁判所だが、ヴァーモント州法についても判断。

* 4 \$ 9.2万弱から比較過失により減額。

* 5 陪審評決は \$ 400万。州上訴審で減額。

* 6 連邦裁判所だが、オレゴン州法についても判断。

* 7 陪審評決は \$ 260万だが、ポストトライアル命令で減額。

* 8 陪審評決はこの額。ポストトライアル命令で \$ 2500万に減額された後、州最高裁で復活。

* 9 経済的損失 \$ 2.1万、非経済的損失 \$ 50万。後者は陪審評決は \$ 80万だが、ポストトライアル命令で減額。

* 10 ポストトライアル命令で3200万ドルに減額された後、上訴審で復活。

表2 連邦最高裁・懲罰的賠償関連事件における意見分布

	BFI	Haslip	TXO	Oberg	Gore	Cooper	Campbell	Williams
	1989	1991	1993	1994	1996	2001	2004	2007
	○	○	○	×	×	×	×	×
Brennan	○ ⁺	—	—	—	—	—	—	—
Marshall	○ ⁺	○	—	—	—	—	—	—
White	○	○	×	—	—	—	—	—
Blackmun	○ [*]	○ [*]	○	×	—	—	—	—
O'Connor	×	×	×	×	×	×	×	—
Souter	—	†	×	×	×	×	×	×
Breyer	—	—	—	—	×	×	×	×
Roberts	—	—	—	—	—	—	—	×
Alito	—	—	—	—	—	—	—	×
Kennedy	○	○ ⁺	○ ⁺	×	×	×	×	×
Stevens	×	○	○ [*]	×	×	×	×	○ ⁺
Rehnquist	○	○	○	○	○	×	×	—
Scalia	○	○ ⁺	○ ⁺	×	○ ⁺	×	○ ⁺	○
Thomas	—	—	○	×	○	×	○ ⁺	○ ⁺
Ginsburg	—	—	—	○ ⁺	○ ⁺	○ ⁺	○ ⁺	○ ⁺

- 合憲＝下級審の懲罰的賠償を維持
 × 違憲＝下級審の懲罰的賠償を破棄
 * 法廷意見（相対多数意見）を執筆
 + 個別意見を執筆
 † 審理に参加せず

の特徴である。不法行為と言ってまず思い浮かべる——そして懲罰的賠償の関連でも耳目を集めることが多い⁶¹——人身損害事件は、若干系統の異なる Oberg 判決⁶²を別にすると、Williams 事件が最初である⁶³。

⁶¹ 但し、会沢・前掲注1・515～514頁・注4参照。

⁶² 会沢・前掲注1・II.A.3参照。

⁶³ Campbell 事件も交通事故が紛争の発端ではあるが、直接の争いは保険金の支払いを巡るものであった。また、同事件の原告はそもそも交通事故を起こし

一連の法理は「お金で決着が着く問題」における懲罰的賠償の暴走を制御しようとして発達してきたとの見方が可能だろう。他方、そのように発達してきた法理がとうとう人身損害事件にも波及したという意味でも、Williams 判決は一つの画期をなしているとも評価できる。しかも、日常的な製造物によるもので、さらに致死的な健康被害を伴うものでもあり、社会的・政治的な注目度も高い事案類型でもある。

表2は、一連の判決における裁判官の投票行動を整理した。特に、違憲判決が出るようになってからの時期は、9人の裁判官の顔ぶれが固定されていた後期 Rehnquist コートと時期がほぼ重なる。この期間に連邦最高裁のメンバーであった裁判官の内、懲罰的賠償に対する規制に最も積極的だったのは O'Connor である。BFI 判決の段階で第8修正の適用を説き、第14修正が焦点となってからも合憲判断をなす多数派⁶⁴に反対していた。もっとも、Oberg 判決以降、裁判所が違憲判断を出すようになってからは自らの意見を著しておらず、よって判断基準等、より具体的なレベルの論点について彼女がどのように考えていたかは明らかでない⁶⁵。逆に、かかる規制に反対の立場が最も鮮明なのは Ginsburg、及び Scalia と Thomas である。特に Ginsburg は、手続的デュー・プロセスに関する事案という性格が強い Oberg 判決やテクニカルな論点ともいえる Cooper Industries 判決で Scalia、Thomas も賛成に回った際にも反対意見を著している。もっとも、規制に反対する理由としては、Scalia、Thomas は、憲法の原意からの乖離、実体的デュー・プロセス理論の拡張への反対という、原理的な理由を挙げるのに対し、Ginsburg はそのように大掛かりな理由付けはあまり書かず、各事件の事案に即して「浅い」「狭い」意見⁶⁶を著しているのが特徴的である。Scalia、Thomas が

た当事者である。

⁶⁴ See TXO Prod. Corp. v. Alliance Resources Corp., 509 U.S. 443 (1993); Haslip, *supra* note 14.

⁶⁵ 但し、BFI 判決の O'Connor 反対意見が Gore 法理を用意したと指摘するものとして、see Kathleen S. Kizer, Note, *California's Punitive Damages Law: Continuing to Punish and Deter Despite State Farm v. Campbell*, 57 HASTINGS L. J. 827, 835-839 (2006); Spencer, *supra* note 58, at 1110-1111.

⁶⁶ Cf. CASS R. SUNSTEIN, ONE CASE AT A TIME: JUDICIAL MINIMALISM ON THE SUP.

相互の意見に同調することはこれまでもあったが、彼らが Ginsburg 意見に同調したのは Williams 判決が最初であることは前述の通りである⁶⁷。この間、最高裁に加わったメンバーの内、Thomas、Ginsburg はこのように憲法的規制に消極的であり、他方、Souter、Breyer は一貫して違憲判断の側に立ち、憲法的規制に積極的に対応している。この問題について裁判所全体とはほぼ一致する態度を示しているのが Stevens と Kennedy だと言えよう。彼らが違憲判断に回ることで、Oberg 判決・Gore 判決以降の流れと法理が形成される。特に Stevens は、Oberg、Gore、Cooper Industries 各判決で法廷意見を著しており、法理の形成に中心的役割を担ったとも評価できる。しかし、その彼が Williams 判決では反対意見に回ったのは前述の通り⁶⁸であり、ある種の行き過ぎを見出したのかも知れない。Kennedy は Campbell 判決で法廷意見を著している。Rehnquist は当初は憲法的規制に消極的であり、Oberg 判決、Gore 判決では反対意見・合憲判断の側に投票していた。しかし、Cooper Industries 判決で違憲判断に回り、Gore 法理を再定義する Campbell 判決でも法廷意見・違憲判断の側に投票している。特に意見を表明していないので理由は詳らかではないが、内容への賛否はどうあれ Gore 法理が判例法として確立したと認識したのかも知れない。最も近時に最高裁へ参加した Roberts、Alito にとっては Williams 事件がこの問題に関して立場を表明する最初の機会であったが、いずれも個別の意見を示さずに法廷意見・違憲判断の側に投票している。5 対 4 の判決であるから大きな 2 票である。Rehnquist の態度変更と同様に、懲罰的賠償に関する判例法は確立しているとの認識であろうか。これを受けて憲法的規制の方向性がさらに推し進められるのか、あるいは Stevens の投票行動が示唆するように何らかの軌道修正が見られるかについては、彼らが今後明らかにしていくであろう態度が大きなポイントになってくるものと思われる。

(続く)

REME COURT (1999) .

⁶⁷ II . C . 3 、注50とその本文参照。

⁶⁸ II . C . 3 、注47とその本文参照。